

岡崎市建設工事総合評価方式実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、岡崎市が発注する建設工事の競争入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2の規定、並びに政令第167条の12第4項の規定により、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価方式」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（総合評価方式の選定）

第2条 総合評価方式の実施に当たっては、次に掲げる型式から、当該工事の特性（規模、工事内容、技術的な工夫の余地等）に応じて適切な型式を選定するものとする。

（1） 特別簡易型

技術的な工夫の余地が小さく、かつ、小規模な工事に適用し、施工の確実性を確保するために、企業や配置予定技術者の同種・類似工事の経験、工事成績等に基づく技術力、企業の社会的活動等と価格を総合的に評価する。

（2） 簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事で、施工の確実性を確保するために、簡易な施工計画、企業や配置予定技術者の同種・類似工事の経験、工事成績等に基づく技術力、企業の社会的活動等と価格を総合的に評価する。

（3） 標準型

技術的な工夫の余地が大きい工事において、発注者の求める工事内容を実現するために、周辺環境や交通への影響、安全対策、工期の縮減等の観点から技術提案を求め、価格と総合的に評価する。

（4） 高度技術提案型

技術的な工夫の余地が大きい工事において、構造物の品質の向上を図るために、強度、耐久性、維持管理の容易さ、環境の改善、景観との調和、ライフサイクルコスト等の観点から高度な技術提案を求め、価格と総合的に評価する。

（入札を行うに当たり周知する事項等）

第3条 総合評価方式により競争入札を行う場合は、次に掲げる事項を入札公告又は指名通知に記載しなければならない。

（1） 総合評価方式により一般競争入札又は指名競争入札を行う旨

（2） 入札の評価に関する基準

（3） 総合評価の方法及び落札者の決定方法

（4） 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（学識経験を有する者への意見聴取）

第4条 総合評価方式の実施にあたっては、政令第167条の10の2第4項及び第5項の規定に基づき、2名以上の学識経験を有する者から意見聴取を行う。

（評価項目等）

第5条 評価の対象とする技術的要件については、当該工事の目的・内容に応じ、工事実施上の必要性等の観点から評価項目を設定する。

2 各評価項目に対する得点配分は、その必要度・重要度に応じて定める。

3 評価項目に対する評価基準は、性能等を定量的に表示できるものは数値で表すこととし、それが困難な場合には定性的に表示できることとする。

（総合評価の方法）

第6条 総合評価は、次項の方法で得られた数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

2 入札者の参加資格や技術提案等に関する各評価項目の得点の合計（以下「技術評価点」と

いう。)を当該入札者の入札価格で除する方法

- 3 入札価格が、岡崎市建設工事低入札価格調査実施要領に規定する低入札調査基準価格（以下「低入札調査基準価格」という。）を下回る場合には、入札価格に代えて低入札調査基準価格を代入し、評価値を算出するものとする。

（低入札調査基準価格）

第7条 総合評価方式により入札を行った結果、第6条の規定により算出された評価値の最も高い者が、低入札調査基準価格を下回った場合には、岡崎市建設工事低入札価格調査実施要領第6条から第12条までの規定を適用する。

（落札者の決定方法）

第8条 総合評価方式では、入札価格が予定価格の制限の範囲内で、評価値の最も高い者を落札者とする。

- 2 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、電子くじで決定する。ただし、評価値の最も高い者が2者以上あるときであって、1者以上が低入札調査基準価格を下回っている場合には、電子くじにより落札候補者を決定し、その者が前条に該当する場合は前条の規定を適用し落札者を決定する。

（技術提案に関する機密の保持）

第9条 技術提案が各企業の知的財産であることを考慮して、その取り扱いに留意するものとする。

（評価内容の担保）

第10条 落札者の決定に反映された技術提案内容の履行は、監督、検査で確認する。

- 2 合理的な理由なく前項の履行ができなかった場合は、契約金額の減額、工事成績評定点の減点等の措置を行う。

（評価結果の公表）

第11条 総合評価方式により落札者を決定したときは、入札者ごとの入札価格及び評価値等を公表する。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、総合評価方式に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、同日以後に公告する一般競争入札について適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、同日以後に公告する一般競争入札について適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用する。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用する。

附 則

この要綱は、令和５年１月１日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札について適用する。